

【令和元年度第3回市川市個人情報保護審議会】 次第

日 時：令和元年12月24日（火）13：30～

会 場：市川市役所仮本庁舎5階 理事者控室

次 第

1 議 事

- (1) 校内LANテレワークの実施に係る実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合について（諮問）
- (2) 非識別加工情報提供制度の実施状況について（報告）

2 その他

事務局からの伝達事項

3 閉 会

テレワークの実施について（概要）

テレワーク 学校で使用している校内 LAN システムにインターネットを使ってアクセスし、場所や時間にとらわれずに柔軟な働き方ができる。

学校における長時間勤務の現状

業務の多様化・複雑化により、勤務時間内に業務が終了しない。

理由 教職員の放課後の業務時間（児童生徒下校後～16時45分）が少ない

現状 ・校務を持ち帰り、自宅において情報処理を行う教職員が見られる。
 ・保育や介護等のため、いったん帰宅後に再度校内へ戻り業務を行う教職員が見られる。

これまでの取り組み

平成24年度に校務支援システムを導入し、ICT の利活用による業務改善に取り組むが、それでも十分な解決が図れない。このため、管理職の許可を得たうえでデータ等の個人情報を持ち帰っているが、情報漏えいのリスクが高いといった課題を抱えている。

情報セキュリティを担保しつつ、ICT を最大限に活用し業務のさらなる改善へつなげていくためにテレワークを導入する。

校内 LAN テレワーク（仮想デスクトップ方式：許可を得た端末から校内 LAN 校務外部接続系の仮想端末にアクセスし、利用可能とする方式）

導入目的

- テレワークを導入することで教職員が勤務時間内の業務を計画的に運用できる。
- 持ち帰り仕事による情報セキュリティ事故の危険性を軽減させる。
- ICT の活用によって、業務改善へとつなげていく。

運用に向けて

利用者が申請する。

- 対象者は、校内 LAN システムを使用している教職員
- 利用登録申請書に記入し、校内 LAN 管理者（学校教育部長）へ提出し、利用の許可を受ける

↓

テレワークで作業を行う。

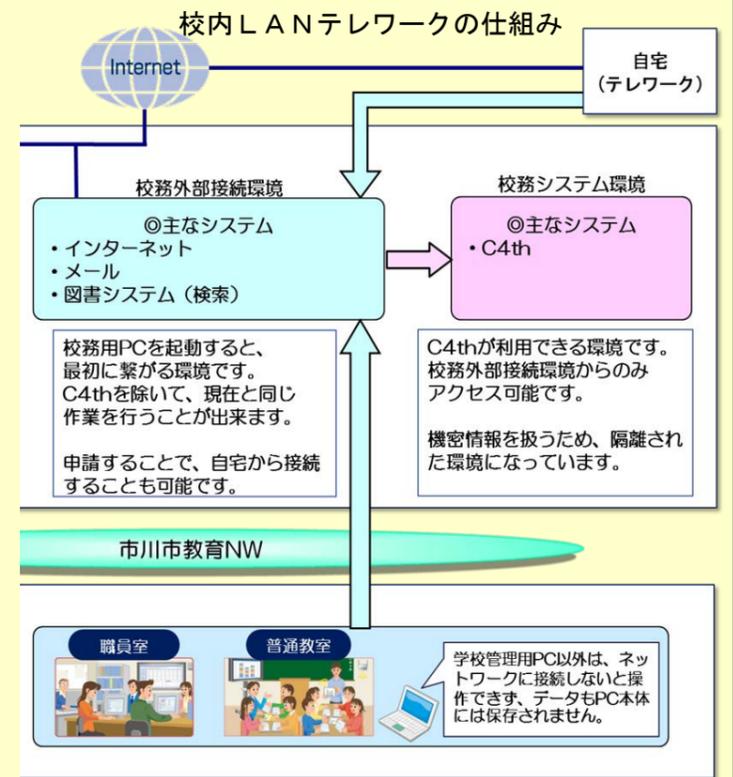
- ① 児童生徒の成績処理（学期末だけでなく通年で作業を行う）
- ② 児童生徒の出欠席の処理（通年で作業を行う）
- ※機密性3に該当するため、児童生徒の健康管理等は作業対象外。

- 利用場所は、対象者の自宅のみ
- 実施日時は、対象者が事前に校長に申請し、許可を得た日程のみ

↓

ルールについての点検を行う。

- 自己点検チェックリストに記入し、校内 LAN 管理者（学校教育部長）へ提出する



諮問のための根拠

市川市個人情報保護条例では、

第12条 実施機関は、個人情報の処理に当たっては、次に掲げる場合を除き、実施機関以外の電子計算組織通信回線による結合をしてはならない。

- (1) 法令に特別の定めのあるとき。
- (2) 実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

と規定しており、運用の実施にあたっては、個人情報保護審議会の意見を聴く必要がある。

今後のスケジュール

- 個人情報保護審議会
- 情報セキュリティ委員会
令和2年2月
- 校内 LAN テレワーク試行
令和2年4月
- 校内 LAN テレワーク実施

非識別加工情報提供制度の実施状況について（報告）

令和元年 7月 1日	非識別加工情報提供制度の施行
7月25日	株式会社エクサウィザーズから事業提案について相談を受ける。
10月28日	「非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」が株式会社エクサウィザーズから提出される。
11月11日	株式会社エクサウィザーズに対して、提案に対する審査結果通知書を送付。
11月12日	株式会社エクサウィザーズから非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書が提出される。
11月18日	非識別加工情報の利用に関する契約を締結。

（今後の予定）

令和2年1月下旬までに	データ抽出及び加工完了予定
2月下旬までに	加工物の確認完了予定
3月下旬までに	加工物を提供予定

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の概要

1. 提案事業者

株式会社エクサウィザーズ

2. 個人情報ファイルの名称

- (1) 介護保険システム
- (2) 健康管理システム
- (3) 国保総合システム
- (4) 市民税オンラインシステム

3. 実施機関非識別加工情報の本人の数

介護サービス利用者 13,000人分

4. 実施機関非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
介護費、医療費及び要介護度を予測するため
- (2) 利用の方法
統計解析、機械学習
- (3) 利用に供する事業の内容
内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)による
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
データ入手時から1年間
- (5) 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
個人情報保護法39条に基づき、個人情報の安全管理のため必要かつ適切な安全管理措置を講ずる。
- (6) 実施機関非識別加工情報の提供の方法
DVD-Rにデータを記録して郵送する。